

沿岸広域振興局長告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年2月9日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 丸森権現堂線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市大船渡町字地ノ森32番5地先から32番4地先まで	新	m 15.6～14.6	m 10.0
	旧	15.6～14.8	10.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター  
イ 期間 平成28年2月9日から同年3月9日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 遠野住田線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町下有住字奥新切273番3地先内	新	m 16.2～7.9	m 105.2
	旧	9.2～4.3	105.2

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター  
イ 期間 平成28年2月9日から同年3月9日まで